

○石岡市職員提案に関する要綱

平成28年10月31日

訓令第7号

(目的)

第1条 この訓令は、本市における職員の行政事務に関する創意工夫を奨励し、勤務意欲の高揚並びに事務改善及び能率向上を図り、もって住民サービスの向上に資することを目的とする。

(提案者の範囲)

第2条 この訓令で提案を行うことができる職員（以下「提案者」という。）とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する職員とする。

2 提案者は、単独又は2人以上の共同で提案することができる。

(平30訓令4・一部改正)

(提案の内容)

第3条 提案の内容は、住民サービスの向上、行政事務の効率化及び市の活性化に関する事項とし、次に掲げるものは、提案として取り扱わないものとする。

- (1) 明らかな不平不満、苦情、批判又は欠点の指摘にとどまるもの
- (2) 職員個々の採用、異動、賞罰等の人事及び勤務条件に関するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、提案内容としてふさわしくないもの

(令3訓令4・一部改正)

(提案の方法)

第4条 提案者は、提案書（別記様式）に必要事項を記入し、石岡市行政事務改善委員会委員長に提出するものとする。

2 提案者は、随時、提案書の提出をすることができる。

(令3訓令4・一部改正)

(提案の審議)

第5条 前条第1項の規定により提出された提案は、石岡市行政事務改善委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

2 提案の審議は、提案者の所属、職及び氏名を秘して行わなければならない。ただし、委員会においてプレゼンテーションを行う提案については、この限りではない。

(令3訓令4・一部改正)

(提案の実施)

第6条 市長は、提案のうち実現が可能と認めるものについては、主管部長を決定し、提案の実施について検討させるものとする。

(提案の公表)

第7条 提案のうち全庁的な周知が必要と市長が認めるものについては、提案の内容について全庁的に公表するものとする。

(褒賞)

第8条 市長は、提案が特に優れたものと認められるときは、当該提案を行った職員を褒賞するものとする。

2 市長は、実現された提案が第1条に規定する目的を達成したと認められるときは、当該提案の実現に向けて特に尽力した部署又は職員を褒賞するものとする。

(平30訓令4・追加，令元訓令7・一部改正)

(提案に関する諸権利)

第9条 提案に関する諸権利は、市に帰属する。

(平30訓令4・旧第8条繰下)

(庶務)

第10条 提案についての庶務は、市長公室政策企画課において行う。

(平30訓令4・旧第9条繰下，令4訓令32・令6訓令10・一部改正)

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平30訓令4・旧第10条繰下)

附 則

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日訓令第4号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月9日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日訓令第32号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日訓令第10号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

石岡市行政事務改善委員会

委員長 殿

提 案 書

所属職・氏名 ※共同提案の場合は連名で記載してください。	
氏名等の公表の可否	<input type="checkbox"/> 公表することができる <input type="checkbox"/> 公表することに支障がある
提案名	
提案枠	<input type="checkbox"/> 自由提案 <input type="checkbox"/> テーマ提案（テーマ名： ）
プレゼンテーションの実施 ※優れた提案であると判断した場合、右記内容を問わずプレゼンテーションを実施することがあります。	<input type="checkbox"/> 実施することができる <input type="checkbox"/> 実施することに支障がある
提案の背景 ※提案に至る現状や問題点等を具体的に明記してください。	
提案内容 ※具体的に明記してください。 ※実施に要する費用について可能な範囲で記入してください。	
実施により見込まれる効果 ※提案により市民サービス向上が見込めるかを念頭に記載してください。	
先行事例・参考にした資料	
実施にあたっての問題点 ※法令又は既存事業との整合性について記載してください。	
提案に係る関係課（想定）	
実施に向けた提案者の意向	<input type="checkbox"/> 担当課等に協力したい（具体的な協力内容： ） <input type="checkbox"/> 担当課等に一任する

※1 枠内に書ききれないときは、枠を広げて記載してください。

※2 参考となる資料があれば、添付してください。

※3 プレゼンテーションを実施する場合、提案内容の評価において加対象とします。

別記様式（第4条関係）

（令3訓令4・全改）